

報道関係者 各位

職員の懲戒処分について

大東市では令和8年4月28日付けで、次のとおり懲戒処分を行いました。

この事案を厳粛に受け止め、改めて職員に対する服務規律の徹底を図り、再発の防止に努めてまいります。

1. 事案の概要

本市老人福祉施設敷地内において、勤務時間中に職場を離れ、喫煙を行っていたもの。

2. 被処分者及び処分内容について

【戒告（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当）】

保健医療部 60代 男性 会計年度任用職員